

## 中信地区合同発表会における新型コロナウイルス感染防止対策（ガイドライン）

### 1 感染防止対策立案の目的

新型コロナウイルス感染拡大を予防するため、本対策を立案する。特に、①密閉空間、②密集場所、③密接場面という3つの条件のある場では感染を拡大させるリスクが高いと考えられるため、こうした環境の発生を極力防止する必要がある。しかし最低でも演劇部生徒を良い舞台に立たせることに重点を置いた計画を立案する。その際、当大会実施において感染症を発生させないことは絶対命題となる。そのため、防疫策としての実効性を確保しつつ、演劇として成立させることを主目的として立案する。

### 2 日程、進行について

- (1) 中信地区合同発表会は、日程を変更せずまつもと市民芸術館に於いて実施する。
- (2) 演劇部員を守ることを優先し、無観客とし、部員、顧問のみの観覧とする。

※現時点での中信地区におけるコロナウイルス感染の状況に鑑みて以下の通りとする。

- (3) 外部講師については他県からの往来による双方の感染拡大を避けなければならないため、講師については県内の方に依頼する。
- (4) 客席における密閉、密集を極力避けるため、開閉会式を中止とする。また講師アドバイス等の諸行事を中止とする。
- (5) 発表会運営は、職員のみで協力して行う。
- (6) リハーサルに関しては、各校該当の時間帯のみの参加とする。
- (7) 他校の発表の観覧に関しては、各校該当発表日のみ可とする。

### 3 会場について

- (1) 運営役割分担として、今年度会場係の仕事内容に「衛生（消毒）作業」および「生徒の動線作成と周知」を新設する。会場係は感染症を発生させないことを目的として可能な限りの措置をとることを任務とする。
- (2) 接触感染のリスクがある、他者と共有する施設設備（扉、手すり、トイレ、共用部分の机・椅子等）および物品（各種機材、ケーブル、平台・箱足類、工具類等）について、取扱担当者を限定するとともに、消毒の頻度を高める（時間・担当者を決めて定期的かつ徹底的に行うこと）。特に、リハーサル・上演終了時は、その都度使用した該当校が物品を消毒する。
- (3) 人の出入りのある場所（楽屋口、観客席入り口、ラウンジ、楽屋控室、トイレ等）に消毒液を設置する。その他、会場係が必要であると判断された場所に設置する。
- (4) 密閉を避けるため、上演中以外は原則としてドアを開放し換気を行う。
- (5) 密接を避けるため、客席を使用する場合は間隔を前後左右2m以上あける。左右は3席間隔をあけて座る。
- (5) ロビー等での密集を避けるため、展示、意見交換会等の催し、メッセージボードの設置等は行わない。

#### 4 関係者（発表会運営担当者・出場校）における具体的な感染防止対策について

- (1) 上演時の演出効果上必要な場合を除き、必ずマスクを着用する。
- (2) 上演時はマスクを外して発表できる。その際、県大会事務局より提案のあった以下の事項を遵守し、脚本の選定ならびに作成時より配慮したものにすること。（県大会事務局会議資料参照）
  - ①身体接触はしない。
  - ②キャスト同士は1 m以上離れ、向き合って話す場合は2 m以上離れる。
- (3) 咳エチケット、マスク着用、こまめな手洗い・手指の消毒の徹底。
- (4) 各部屋の入退室時は必ず手指の消毒を行う。
- (5) 会場係は定期的にドアノブ等の消毒を行う。
- (6) 業務上やむを得ない場合を除き、他者と最低1 m（できれば2 m）以上の距離をとる。
- (7) 衣類、靴等個人の着用物は放置せず必ず持ち帰る。また、個人が出したゴミ類は必ず本人が持ち帰る。個人間で物品の貸し借りは行わない。参加生徒は個人用のゴミ袋を用意する。
- (8) 声援については禁止とする。
- (9) 観客席使用後は、使用した該当校で手すり等の消毒を行う。
- (10) 参加前に検温を実施し、37.5℃以上の発熱がある場合、および、咳・咽頭痛・鼻汁・味覚嗅覚異常・頭痛・関節痛・下痢・吐気等体に異常がある場合は、絶対に参加を控え、自宅等で待機する。万一上演校で上記に該当する者が出た場合、代役を立てるか、場合によっては出場辞退等の対応を取ってもらう。
- (11) 清掃やゴミ処理を行う際には手袋を着用し、終了後は手洗い・消毒を行う。
- (12) 顧問は参加する顧問および部員名簿と健康チェックシートを事務局へ提出する。
- (13) 現在の状況下でリハーサルおよび合同発表会に参加する旨の同意書を保護者からいただく。

#### 5 その他

- (1) 長野県教育委員会「新型コロナウイルス感染防止策の再徹底について」や「県立学校再開ガイドライン」に基づき実施する。
- (2) 感染防止対策に基づいて実施計画を策定した場合も、発表会関係者の感染発生、または現地市町村での感染拡大等不測の事態が生じた場合は、感染警戒レベルの状況により更なる縮小または中止とする場合がある。
- (3) 発表会中止に備え、上位大会への推薦校選出基準およびその方法について対策を講じておく。

以上